

東京都公報

発行
東京都

目次

52

条 例

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例……………（青少年・治安対策本部）…三
- 東京都消費生活条例の一部を改正する条例……………（生活文化局）…三
- 東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例……………（同）…四
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例……………（東京都教育委員会）…四
- 東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…四
- 東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例……………（生活文化局・福祉保健局）…三
- 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………（福祉保健局）…七
- 東京都食品安全条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都薬事審議会条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…六
- 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…五
- 東京都産業労働局関係手数料条例の一部を改正する条例……………（産業労働局）…二〇
- 都道における道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例……………（建設局）…二二
- 東京都デパートクラブ営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例……………

……………（東京都公安委員会）…二二

○性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等及び性関連禁止営業への場所の提供の規制に関する条例の一部を改正する条例……………（同）…二二

条例のあらまし

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例の一部を改正する条例（条例第一一六号）
 - 一 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（平成二六年法律第七九号）の施行に伴い、規定を整備します。
 - 二 この条例は、公布の日から施行します。
- 東京都消費生活条例の一部を改正する条例（条例第一一七号）
 - 一 薬事法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第八四号）の施行による業事法（昭和三五年法律第一四五号）の改正に伴い、規定を整備します。
 - 二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。
- 東京都私立学校教育助成条例の一部を改正する条例（条例第一一八号）
 - 一 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二四年法律第六七号。以下「整備法」という。）の施行による私立学校振興助成法（昭和五〇年法律第六一号）等の改正に伴い、助成の対象となる私立学校の定義に幼保連携型認定こども園を加えます。
 - 二 この条例は、整備法の施行の日から施行します。
- 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例（条例第一一九号）
 - 一 特別支援教育の推進を図るため、東京都立水元小合学園を設置します。

二 この条例は、公布の日から施行します。

●東京都福祉保健局関係手数料条例の一部を改正する条例(条例第一二〇号)

- 一 手数料の額を改定するとともに、薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正等に伴い、再生医療等製品の製造販売業の許可等に関する手数料に係る規定を設けるほか、規定を整備します。

(例)

- (一) 医薬品適合性調査申請手数料(無菌医薬品製造業の許可の区分に係るもの)
(改定)
四七、七〇〇円 ↓ 七三、六〇〇円

- (二) 再生医療等製品製造販売業許可申請手数料(新設) 一四六、二〇〇円

二 この条例は、平成二六年一月二五日ほかから施行します。

●東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二一号)

- 一 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。

●東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例(条例第一二二号)

- 一 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二四年法律第六六号。以下「一部改正法」という。)の施行に伴い、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定めます。

二 この条例は、一部改正法の施行の日から施行します。

●大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二三号)

- 一 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費助成の対象範囲を見直すほか、規定を整備します。

二 この条例は、平成二七年四月一日から施行します。

●東京都食品安全条例の一部を改正する条例(条例第一二四号)

- 一 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。

●東京都薬事審議会条例の一部を改正する条例(条例第一二五号)

- 一 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正に伴い、規定を整備します。

二 この条例は、平成二六年一月二五日から施行します。

●東京都薬物の濫用防止に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二六号)

- 一 都内の薬物濫用拡大の状況を踏まえ、監視指導の強化を図るほか、規定を整備します。

(例)

- (一) 警察職員に、新たに立入調査権を付与します。
- (二) 知事指定薬物の緊急指定に係る規定を整備します。

二 この条例は、平成二七年一月一日ほかから施行します。

●薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例の一部を改正する条例(条例第一二七号)

- 一 薬事法等の一部を改正する法律(平成二五年法律第八四号)の施行による薬事法(昭和三五年法律第一四五号)の改正に伴い、規定を整備します。

に係る申請を伴わない場合に限り、
 にあつては、三万八千三百円) に一品目につき三百四十円を加えて得た金額

する。

3 この条例の施行の際、現になされているこの条例による改正前の東京都福祉保健局関係手数料条例(以下「旧条例」という。)別表に掲げる事務に関する申請に係る手数料については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日前にされた薬事法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第八十四号)第一条の規定による改正前の薬事法(昭和三十五年法律第四十五号)第十四条の承認の申請であつて、この条例の施行の際、当該承認をすることがどうかの処分がされていないものに係る旧条例別表二十五の項中(一般体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの及び包装・表示・保管体外診断用医薬品製造業の許可の区分に係るもの並びにこれらの区分に係る外部試験検査機関に係るものに限る。)及びこの規定の適用については、なお従前の例による。

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第二百一十一号

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成二十四年東京都条例第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第六号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の

確保等に関する法律」に、「第二條第十六項」を「第二條第十七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

東京都幼児保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第二百二十二号

東京都幼児保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号。以下「法」という。)第十三条第一項の規定に基づき、東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)における幼児保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(以下「設備運営基準」という。)を定めるものとする。

(目的)

第二条 この設備運営基準は、幼児保連携型認定こども園の園児が、明るく衛生的な環境において、素養があり、適切な訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(用語の意義)

第三条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

(設備運営基準の向上)

第四条 知事は、設備運営基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する幼児保連携型認定こども園に対し、東京都子供・子育て会議の意見を聴いた上で、設備運営基準を超えて、設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 幼児保連携型認定こども園は、設備運営基準を超えて、常に当該幼児保連携型認定こ

も園の設備及び運営を向上させなければならない。

3 設備運営基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている幼保連携型認定こども園においては、設備運営基準を理由として、当該幼保連携型認定こども園の設備又は運営を低下させてはならない。

(学級の編制の基準)

第五条 満三歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 学級の編制は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める基準を満たさなければならない。

(職員の配置の基準)

第六条 幼保連携型認定こども園の職員の配置は、規則で定める基準を満たさなければならない。

2 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第十九条第五項の規定により、調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

3 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

一 副園長又は教頭

二 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

三 事務職員

(園舎及び園庭)

第七条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、二階建て以下とする。ただし、特別の事情がある場合は、三階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項において「保育室等」という。)は一階に設けるものとする。ただし、規則で定める基準を満たす場合は、保育室等を二階以上に設けることができる。

4 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。

5 園舎及び園庭の面積は、規則で定める基準を満たさなければならない。

(園舎に備えるべき設備)

第八条 園舎には、次に掲げる設備(第二号に掲げる設備については、満二歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

一 職員室

二 乳児室又はほふく室

三 保育室

四 遊戯室

五 保健室

六 調理室

七 便所

八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室(満三歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下回ってはならない。

3 満三歳以上の園児に対する食事の提供については、第十九条第五項に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第一項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

5 第一項第二号から第四号までに掲げる設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

6 第一項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

一 放送聴取設備

二 映写設備

三 水遊び場

四 園児清浄用設備

五 図書室

六 会議室

(園具及び教具)

第九条 幼保連携型認定ことも園には、学級数及び園児数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 前項の園具及び教具は、常に改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第十条 幼保連携型認定ことも園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、三十九週を下回ってはならないこと。

二 教育に係る標準的な一日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、

四時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。

三 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満三歳以上

上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。）は、

一日につき八時間を原則とすること。

2 前項第三号の時間については、当該地域における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

3 幼保連携型認定ことも園における開園日数及び開園時間は、規則で定める基準によるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第十一条 幼保連携型認定ことも園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要

請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。その際、地域の人材、社会資源等の活用を図るよう努めるものとする。

(掲示)

第十二条 幼保連携型認定ことも園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定ことも園である旨を掲示しなければならない。

(履修困難な教育内容の指導)

第十三条 園児が心身の状況によって履修することが困難な教育内容は、当該園児の心身の状況に適合するように課さなければならない。

(幼保連携型認定ことも園の一般原則)

第十四条 幼保連携型認定ことも園は、園児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、当該幼保連携型認定ことも園の運営を行わなければならない。

2 幼保連携型認定ことも園は、地域社会との交流及び連携を図り、園児の保護者及び地域社会に対し、当該幼保連携型認定ことも園の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 幼保連携型認定ことも園には、当該幼保連携型認定ことも園の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

(職員の知識及び技能の向上等)

第十五条 幼保連携型認定ことも園の職員は、常に自己研鑽けんさんに励み、法に定める幼保連携型認定ことも園の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 幼保連携型認定ことも園は、職員の資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(園児への平等取扱原則)

第十六条 幼保連携型認定ことも園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は入園に要する費用負担によって、差別的な取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第十七条 幼保連携型認定ことも園の職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該園児の心身に有害な

影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第十八条 園長は、児童福祉法第四十七条第三項の規定により懲戒に関し園児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(食事)

第十九条 幼保連携型認定子ども園において、保育を必要とする子どもに該当する園児に食事を提供するときは、当該幼保連携型認定子ども園内で調理する方法（第二十五条の規定により、当該幼保連携型認定子ども園の調理室を兼ねている他の学校、社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 幼保連携型認定子ども園において、園児に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに園児の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、可能な限り変化に富み、園児の健全な発育に必要な栄養量を含有する献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 幼保連携型認定子ども園は、園児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

5 第一項の規定にかかわらず、規則で定める基準を満たす幼保連携型認定子ども園は、当該幼保連携型認定子ども園の満三歳以上の園児に対する食事を当該幼保連携型認定子ども園外で調理し、搬入する方法により提供することができる。

(秘密保持等)

第二十条 幼保連携型認定子ども園の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 幼保連携型認定子ども園は、職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十一条 幼保連携型認定子ども園は、その行った教育及び保育（満三歳未満の園児

については、その行った保育。以下同じ。）並びに子育ての支援に関する園児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 幼保連携型認定子ども園は、その行った教育及び保育並びに子育ての支援について、東京都又は特別区若しくは市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 幼保連携型認定子ども園は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査に協力するよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第二十二条 幼保連携型認定子ども園は、消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を策定し、不断の注意を払い、訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(保護者との連絡)

第二十三条 園長は、常に園児の保護者と密接な連絡をとるとともに、教育及び保育の内容等につき、当該保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねるときの職員の基準)
第二十四条 幼保連携型認定子ども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定子ども園の職員の一部を他の学校又は社会福祉施設の職員に兼ねることができる。ただし、法第十四条第六項に規定する園児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねるときの設備の基準)
第二十五条 幼保連携型認定子ども園は、その運営上必要と認められる場合は、当該幼保連携型認定子ども園の設備の一部を他の学校、社会福祉施設等の設備に兼ねることができる。ただし、乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所については、この限りでない。

(一般的基準)

第二十六条 幼保連携型認定こども園の位置は、その運営上適切で、通園の際安全な環境にこれを定めなければならない。

2 幼保連携型認定こども園の設備は、指導、保健衛生、安全及び管理に関し、適切なものでなければならない。

(委任)

第二十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下「一部改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日(以下「公布日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 公布日から平成二十七年三月三十一日までの間は、第一条中「東京都の区域(八王子市を除く区域をいう。)」とあるのは「東京都の区域」とする。

3 みなし幼保連携型認定こども園(一部改正法附則第三条第一項の規定により法第七十条第一項の設置の認可があつたものとみなされた旧幼保連携型認定こども園(一部改正法による改正前の法第七十条第一項に規定する認定こども園である同法第三条第三項に規定する幼保連携施設(幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。)をいう。)をいう。)の設備については、第七条から第九条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都条例第二百二十三号

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(昭和四十七年東京都条例第一百七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「気管支ぜん息」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の各号を加える。

一 慢性気管支炎

二 気管支ぜん息

三 ぜん息性気管支炎

四 肺気しゅ

第二条第二項を削る。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 十八歳未満の者(十八歳の誕生日から同日の属する月の末日までの期間にある者を含む。)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第四項及び第五項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 施行日前になされたこの条例による改正前の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(以下「旧条例」という。)第四条の規定による申請に対する認定については、この条例による改正後の大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例(以下「新条例」という。)第二条及び第三条の規定は適用せず、旧条例第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。

3 施行日前になされた旧条例第六十条第一項の規定による更新の申請(附則第六項に該当する者からの更新の申請を除く。以下「旧条例による更新の申請」という。)のうち、更新を受けようとする有効期間が施行日前に開始するものに対する認定の有効期



発行 東京都

目次

53

規 則

- 東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（青少年・治安対策本部総合対策部青少年課）……………一
 - 東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉保健局保健政策部保健政策課）……………一
 - 東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則……………
……………（福祉保健局少子社会対策部保育支援課）……………一
 - 東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉保健局健康安全部食品監視課）……………七
 - 東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉保健局健康安全部薬務課）……………七
 - 薬局等の行う医薬品の広告の適正化に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（同）……………九
 - 大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………
……………（福祉保健局健康安全部環境保健衛生課）……………九
- 規 則（教）
- 東京都学校経営支援センター処務規則の一部を改正する規則……………三
 - 東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則……………三
 - 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………三

規 則

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年十月十日
東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第四百十九号

東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則
東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成十六年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号口中「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」を「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第五百十号

東京都保健所長委任規則の一部を改正する規則
東京都保健所長委任規則（昭和五十年東京都規則第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第四十一号の二中「立入り、調査」を「立入調査」に、「提出の要求」を「収去」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年一月一日から施行する。

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条

例施行規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第百五十一号

東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成二十六年東京都条例第百二十二号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(学級の編制の基準)

第三条 条例第五条第二項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 一学級の園児数は、三十五人以下とする。
- 二 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制するものとする。

(職員の配置の基準)

第四条 条例第六条第一項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 各学級に、当該学級を専任で担当する主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下この号において「保育教諭等」という。）を一人以上置かなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の三分の一を超えない範囲で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

- 二 幼保連携型認定こども園は、園児の教育及び保育（満三歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）に直接従事する職員（以下「直接従事職員」という。）として、次の表の上欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める員数以上の職員を置かなければならない。この場合において、直接従事職員の数は、常

時二人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
一 満四歳以上の園児	おおむね三十人につき一人
二 満三歳以上満四歳未満の園児	おおむね二十人につき一人
三 満一歳以上満三歳未満の園児	おおむね六人につき一人
四 満一歳未満の園児	おおむね三人につき一人

備考

- 一 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第四条第二項に規定する普通免許状をいう。以下「幼稚園教諭普通免許状」という。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（以下「登録」という。）を受けたものに限る。）、教頭（幼稚園教諭普通免許状を有し、かつ、登録を受けたものに限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつて、直接従事職員の数をいう。
- 二 この表に定める員数は、同表の上欄の園児の区分ごとに下欄の園児数に応じ定める数を合算した数とする。
- 三 この表の第一号及び第二号に係る員数が学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 四 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を一人増加するものとする。

(設備の基準)

- 第五条 条例第七条第三項に規定する規則で定める基準は、保育室等を二階に設ける場合にあっては園舎が第一号、第二号及び第六号に、条例第七条第二項の規定により園舎を三階建て以上とし、保育室等を三階以上に設ける場合にあっては園舎が第二号から第八号までに該当するものとする。
- 一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

二 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる設備を二以上設けていること。

階	区分	設備
二階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
三階	常用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外
四階以上	常用	傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第二百二十三条第一項各号又は同条第三項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第一項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第三項第一号に規定する国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号を満たすものとする。） 2 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第二百二十三条第二項各号に規定する構造の屋外階段

三 前号に掲げる設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。

四 幼保連携型認定こども園の調理室（次の要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）以外の部分と幼保連携型認定こども園の調理室の部分とを建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百二十二条第一項に規定する特定防火設備で区画していること。この場合にお

いて、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーを設けていること。

イ スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものをつけていること。

ロ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置を設け、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置を講じていること。

五 幼保連携型認定こども園の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料で仕上げていること。

六 保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転落事故を防止する設備を設けていること。

七 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備を設けていること。

八 幼保連携型認定こども園のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施していること。

2 前項の場合において、三階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満三歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。

(園舎及び園庭の面積)

第六条 条例第七条第五項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数	面積
一学級	百八十平方メートル
二学級以上	三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)

ロ 満三歳未満の園児数に応じ、次条の規定により算定した面積

二 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。

イ 次に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積

(1) 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積

学級数

二学級以下

面積

三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)

三学級以上

四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)

(2) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積

ロ 三・三平方メートルに満二歳以上満三歳未満の園児数を乗じて得た面積

(乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の面積)

第七条 条例第八条第五項に規定する規則で定める基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 乳児室又はほふく室の面積 満二歳未満の園児一人につき三・三平方メートル以上であること。

二 保育室又は遊戯室の面積 満二歳以上の園児一人につき一・九八平方メートル以上であること。

(保育時間等)

第八条 条例第十条第三項に規定する規則で定める基準は、開園日については、原則として日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除いた日とし、開園時間については、原則として十一時間とする。ただし、幼保連携型認定こども園は、保護者の就労の状況等地域の実情に応じて開園日及び開園時間を定めるものとする。

(調理設備の基準の特例)

第九条 条例第十九条第五項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 園児に対し食事を提供する責任を有する当該幼保連携型認定こども園の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務を受託する者との契約内容が確保されていること。

二 当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、保健所、特別区若しくは市町村等の

栄養士から、献立等について、栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等の栄養士による必要な配慮が行われること。

三 調理業務を受託する者については、当該幼保連携型認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。

四 調理業務を受託する者については、園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の確保等園児の食事の内容、回数及び時機に適切に配慮することができること。

五 幼保連携型認定こども園は、食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて、食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供しよう努めること。

(避難訓練及び消火訓練の実施)

第十条 条例第二十二條第二項に規定する避難訓練及び消火訓練は、少なくとも毎月一回実施しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、条例の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 施行日から起算して五年間は、第四条の規定にかかわらず、条例附則第三項に規定するみなし幼保連携型認定こども園の職員配置については、なお従前の例によることができる。

(幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例)

3 施行日から起算して五年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園における第四条第二号の規定の適用については、同号の表備考一「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

4 施行日から起算して五年間は、第四条第二号に規定する職員について、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十六号）附則第五条に規定する要件を満たした職員を配置し

ようとする場合においては、当該要件に加え、次に掲げる要件を満たす職員を配置しなければならない。

一 学級担任は、幼稚園教諭普通免許状を有する者とする。
二 教育時間以外の満三歳以上の園児に直接従事する職員は、六割以上の者が登録を受けた常勤の職員とする。

三 満三歳未満の園児の保育に直接従事する職員は、登録を受けた職員とする。
(幼保連携型認定こども園の設置に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園（当該幼稚園の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第五条、第六条第二号及び第七条第二号の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第五条 第一号、第二号及び第六号に</p>		<p>耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるものであり</p>													
<p>第六条 第二号</p>	<p>イ 次の表に掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積</p>	<p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に 応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p>	<p>耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるものであり</p>												
<table border="1"> <tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr> <tr><td>二学級以下</td><td>三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートル）</td></tr> </table>	学級数	面積	二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートル）	<p>(1) 次の表の上欄に掲げる学級数に 応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p>	<table border="1"> <tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr> <tr><td>二学級以下</td><td>三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートル）</td></tr> </table>	学級数	面積	二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートル）	<table border="1"> <tr><td>学級数</td><td>面積</td></tr> <tr><td>二学級以下</td><td>三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートル）</td></tr> </table>	学級数	面積	二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートル）
学級数	面積														
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートル）														
学級数	面積														
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートル）														
学級数	面積														
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積（平方メートル）														

6

施行日の前日において現に保育所(当該保育所の運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。)を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る第五条並びに第六条第一号及び第二号の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>第五条 第一号、第二号及び第六号に</p>		<p>東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則(平成二十四年東京都規則第四十七号)第十四条第一号、第二号及び第六号に</p>		
<p>第六条 第一号</p>	<p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に 応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p>	<p>イ 満三歳以上の園児数に 応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p>		
<table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> </table>	学級数	面積		
学級数	面積			

<p>第七条 第二号</p>	<p>満二歳以上の園児</p>	<p>(2) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>	<table border="1"> <tr> <td>三学級以上</td> <td>ルを単位とする。</td> </tr> <tr> <td>四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td> <td></td> </tr> </table>	三学級以上	ルを単位とする。	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)	
三学級以上	ルを単位とする。						
四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)							
		<p>条例第十条第一項第二号に規定する教育時間以外について、満二歳以上の園児</p>	<table border="1"> <tr> <td>三学級以上</td> <td>ルを単位とする。</td> </tr> <tr> <td>四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td> <td></td> </tr> </table>	三学級以上	ルを単位とする。	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)	
三学級以上	ルを単位とする。						
四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)							

<p>第六条 第二号</p>	<p>イ 次の掲げる面積のうちいずれか大きい方の面積</p> <p>(1) 次の表の上欄に掲げる学級数に 応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p>	<table border="1"> <tr> <td>一学級</td> <td>百八十平方メートル</td> </tr> <tr> <td>二学級以上</td> <td>三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td> </tr> </table>	一学級	百八十平方メートル	二学級以上	三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)		
一学級	百八十平方メートル							
二学級以上	三百二十に、学級数から二を減じた数に百を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)							
<p>(2) 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>		<p>イ 三・三平方メートルに満三歳以上の園児数を乗じて得た面積</p>						
<table border="1"> <tr> <td>学級数</td> <td>面積</td> </tr> <tr> <td>二学級以下</td> <td>三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td> </tr> <tr> <td>三学級以上</td> <td>四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)</td> </tr> </table>	学級数	面積	二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)	三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)		
学級数	面積							
二学級以下	三百三十に、学級数から一を減じた数に三十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)							
三学級以上	四百に、学級数から三を減じた数に八十を乗じて得た数を加えた数値の面積(平方メートルを単位とする。)							

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて設置する場合における当該幼稚園又は保育所と同一の敷地内又は隣接する位置に第六条第二号イの面積以上の園庭を設けるものは、当分の間、次に掲げる要件の全てを満たす場所の面積を同号の園庭の面積とすることができる。この場合において、当該幼稚園又は認定こども園は、満三歳以上の園児の教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- 一 園児が安全に移動できる場所であること。
- 二 園児が安全に、かつ、日常的に利用できる場所であること。
- 三 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第百五十二号

東京都食品安全条例施行規則の一部を改正する規則

東京都食品安全条例施行規則（平成十六年東京都規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項第四号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別記第二号様式(表中「(4)農業取締法、薬事法、飼料安全法に抵触するもの」を

- ア 以下の法律に抵触するもの
- イ 農業取締法
- ロ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
- ハ 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- ニ 「問合わせ先」や「問合せ先」に定める。

附 則

1 この規則は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都食品安全条例施行規則別記第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十六年十月十日

東京都知事 舛 添 要 一

●東京都規則第百五十三号

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都薬物の濫用防止に関する条例施行規則（平成十七年東京都規則第五十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、第五条中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同条を第六条とする。

第四条中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に、「別記第一号様式」を「別記第二号様式」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（収去証の交付）
第四条 条例第十五条第一項の規定による収去は、別記第一号様式による収去証を交付して行うものとする。

別記第二号様式中「第2号様式（第5条）」を「第3号様式（第6条）」に、「あこ」を「宛」に改め、同様式を別記第三号様式とし、別記第一号様式中「別記」を削り、

「第1号様式（第4条）」を「第2号様式（第5条）」に、「又は」を「若しくは」に、「若しくは」を「又は」に、「の提出を求める」を「を収去させる」に改め、同様式(表)を次のように改める。